

第380回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和2年7月27日（月）午後1時30分開会

2 場 所 市役所大会議室

3 出席委員

1 番 江口勘四郎委員 2 番 長沼健司委員 3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員 5 番 山口久志委員 6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員 8 番 松田陽一委員 9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員 11 番 鈴木萬四郎委員 12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員 14 番 原田広幸委員 15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 仮議席の指定

日程3 議 第1号 農業委員地区担当制について

日程4 議 第2号 農業委員会会長の互選について

日程5 議 第3号 農業委員会会長職務代理者の互選について

日程6 議席の指定について

日程7 議事録署名委員の指名

日程8 議 第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地区について

日程9 議 第5号 専門委員会委員の指名及び専門委員長、同職務代理者の選任について

日程10 承認第1号 運営委員会委員の指名について

日程11 承認第2号 広報紙編集委員会委員の指名について

日程12 議 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程13 議 第7号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程14 議 第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程15 議 第9号 第421回農地利用集積計画（所有権移転）について

日程16 議 第10号 第422回農地利用集積計画（利用権設定）について

日程17 議 第11号 別段の面積に係る区域指定（地番指定）について

日程18 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程19 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程20 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程21 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程22 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

事務局長 本日は任命後初の総会でありますので、議長については、会長が互選されるまでの間、上山市農業委員会総会会議規則第 6 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に職務を行うこととなっております。委員の年長者は、富田憲一委員ですので、富田委員に臨時の議長をお願いし進めていただきます。富田委員よろしくお願いいたします。

臨時議長 皆さんご苦勞様です。会長が決定するまで臨時の議長を務めさせていただきます。進行についてよろしくご協力くださるようお願い申し上げます。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

臨時議長 日程 1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第 1、招集告示について、令和 2 年 7 月 15 日、上山市告示第 185 号により、令和 2 年 7 月 27 日、第 380 回上山市農業委員会総会を招集する旨、市長名で告示されました。第 2、出席告知について、令和 2 年 7 月 17 日付け農委第 74 号をもって、第 380 回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知されました。第 3、総会資料の配布について、第 380 回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第 4、総会出席委員数について、委員定数 16 人、現在出席委員 16 人となっております。以上で報告を終わります。

臨時議長 日程 2、仮議席の指定について事務局より説明いたします。事務局長。

事務局長 仮議席の指定については、慣例により年齢順となっております。総会資料 2 ページをお開き願います。ただいま着席されておりますところが年齢順の席で仮議席となります。

臨時議長 仮議席の指定については、慣例により年齢順の席が仮議席となりますがご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 このように仮議席といたします。

臨時議長 日程 3、議第 1 号、農業委員地区担当制について議題といたします。内容について、事務局より説明いたします。事務局長。

事務局長 農業委員地区担当制について説明いたしますので、総会資料 3 ページをお開き願います。農地利用の最適化推進に向けまして、農業委員会の活動を地域の農業

者の皆さんへ情報提供するとともに、農業者等からの意見や相談に対応する等、地域と連携した日常の委員活動を推進する必要があります。本市の面積もかなり広い状況ですので、地区担当を設けて、活動していくことを提案させていただくものです。地区割りについては、第1地区から第5地区とし、担当農業委員をご覧のとおりとするものです。よろしく願いいたします。

臨時議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

臨時議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農業委員地区担当制について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 ご異議なしと認めます。原案のとおり決しました。

臨時議長 日程4、議第2号、農業委員会会長の互選について事務局より説明いたします。事務局長。

事務局長 農業委員会会長の互選については、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により会長は、委員が互選した者をもって充てるとなっておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

臨時議長 互選についてどのような方法で行うかお諮りします。

(動議の申し出あり：上妻一実委員から)

臨時議長 7番 上妻一実委員

上妻委員 この際、動議を提出いたします。ただ今、行われる農業委員会会長の互選方法につきましては、指名推選とすることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

臨時議長 ただ今、7番、上妻一実委員から、会長の互選方法については、指名推選とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。よって本動議を直ちに議題とし、採決いたします。お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、会長の互選については、指名推選の方法によることに決定されました。直ちに指名推選の発言を許します。

(発言の申し出あり：原田広幸委員から)

臨時議長 10番、原田広幸委員

原田委員 農業委員会会長に、花谷和男委員を適任者と認め、推薦いたします。

(賛成と呼ぶ者あり)

臨時議長 ただ今、10番、原田広幸委員から、農業委員会会長に花谷和男委員を推薦する旨の発言がありました。お諮りいたします。花谷和男委員を農業委員会会長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、花谷和男委員が上山市農業委員会会長に互選されました。会長が互選されたので、これをもって、私の議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。この際、暫時休憩いたします。

(富田臨時議長 降壇)

(花谷会長 議長席へ着席)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(花谷和男会長、就任あいさつ)

議長 日程5、議第3号、農業委員会会長職務代理者の互選について事務局より説明いたします。事務局長。

事務局長 農業委員会会長職務代理者の選任については、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により会長が欠けたとき又は事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理するとなっておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 互選についてどのような方法で行うかお諮りします。

(動議の申し出あり：富田憲一委員から)

議長 1番、富田憲一委員

富田委員 この際、動議を提出いたします。ただ今、行われる農業委員会会長職務代理者の互選方法につきましては、指名推選とすることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

臨時議長 ただ今、1番、富田憲一委員から、会長職務代理者の互選方法については、指名推選とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって本動議を直ちに議題とし、採決いたします。お諮りいたします。本動議のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会長職務代理者の互選については、指名推選の方法によることに決定されました。直ちに指名推選の発言を許します。

(発言の申し出あり：長沼健司委員から)

議長 12番、長沼健司委員

長沼委員 農業委員会会長職務代理者に、木村辰也委員を適任者と認め、推薦いたします。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長 ただ今、12番、長沼健司委員から、農業委員会会長職務代理者に木村辰也委員を推薦する旨の発言がありました。お諮りいたします。木村辰也委員を農業委員会会長職務代理者とするにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、木村辰也委員が上山市農業委員会会長職務代理者に互選されました。この際、会長職務代理者に互選された木村辰也委員より就任のあいさつがあります。

(木村辰也会長職務代理人、就任あいさつ)

議長 日程6、議席の指定であります。農業委員会総会会議規則第5条の規定により、議席はくじによって定めます。議席の決定につきましては、最初にくじ順を決めるくじを引き、その後に本くじを引くものでありますが、時間短縮のため、ただ今の仮議席順にくじを引いてはどうかと考えます。お諮りいたします。仮議席の順でくじを引くことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。それでは、仮議席の順にくじを引くことといたします。なお、会長は16番、同職務代理人は15番とし、くじ番号の末尾番号を14と定めます。事務局長をして点呼させますので、順にくじを引き、仮議席にお戻り願います。

(事務局長 点呼)

議長 ただ今のくじの結果について、事務局長をして報告いたします。事務局長。

事務局長 くじの結果につきまして、議席順に報告いたします。1番、江口勘四郎委員、2番、長沼健司委員、3番、山川光照委員、4番、上妻一実委員、5番、山口久志委員、6番、吉田とも委員、7番、井上隆市委員、8番、松田陽一委員、9番、木村正委員、10番、富田憲一委員、11番、鈴木萬四郎委員、12番、渡邊智春委員、13番、後藤敏秀委員、14番、原田広幸委員となります。なお、15番、木村辰也会長職務代理人、16番、花谷和男会長です。

議長 ただ今、事務局長からの報告のとおり議席を決定します。直ちにご自分の名札を持参し、決定になった議席にご着席ください。この際、暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程7、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、1番、江口勘四郎委員、8番、松田陽一委員を指名いたします。

議長 日程8、議第4号農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地区について議題といたします。内容について、事務局より説明いたします。事務局長。

事務局長 農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地区について説明いたしますので、総会資料6ページをお開き願います。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項により、農業委員会が委嘱しなければならないことになっており、定数は市の条例で10人と定めております。3月24日から4月23日まで推薦・公募を受け付け、10人から推薦・応募があり、4月28日にホームページで公表しております。別紙名簿のとおり第1地区から第5地区までの担当地区ごとに2人ずつの10人としております。なお、任期は令和2年8月1日から令和5年7月19日とするものであります。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地区について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程9、議第5号、専門委員会委員の指名及び専門委員長・同職務代理者の選任について事務局長から説明をいたします。事務局長。

事務局長 専門委員会委員の指名は、上山市農業委員会規程第3条で農政・農地の両専門委員会とも定数は7人と定めており、委員は会長が総会に諮って指名することとなっております。また、専門委員長の選任は、同規程第3条の2第3項で専門委員で互選し、総会で決定すると定めております。さらに専門委員長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ専門委員で互選し、総会で決定された者がその職務を代理すると定めておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 ただ今の説明のとおり、2つの専門委員会委員の選任を行います。会長指名に先立ち、各地区からの選任といたしますが、この際暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、各地区から委員の提出がありましたので、事務局長をして報告いたします。事務局長。

事務局長 代わってご報告いたします。農政専門委員会委員には、1番、江口勘四郎委員、4番、上妻一実委員、5番、山口久志委員、6番、吉田とも委員、8番、松田陽一委員、12番、渡邊智春委員、14番、原田広幸委員。次に農地専門委員会委員には、2番、長沼健司委員、3番山川光照委員、7番、井上隆市委員、9番、木村正委員、10番、富田憲一委員、11番鈴木萬四郎委員、13番、後藤敏秀委員に決まりました。以上報告いたします。

議長 お諮りいたします。ただ今、報告ありました農政専門委員会委員7人、農地専門委員会委員7人の会長指名にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。それでは農政専門委員会委員長、同職務代理者、農地専門委員会委員長、同職務代理者の互選のご協議をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。各委員会からの報告を事務局長からいたします。事務局長。

事務局長 農政専門委員会は、委員長、4番、上妻一実委員、同職務代理者は、14番、原田広幸委員、農地専門委員会は、委員長、10番、富田憲一委員、同職務代理者は、2番、長沼健司委員に決まりました。以上報告いたします。

議長 お諮りいたします。ただ今報告ありました農政・農地両専門委員会委員長並びに両職務代理人について報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。農政、農地両専門委員長からあいさつをお願いいたします。

(上妻農政専門委員長、富田農地専門委員長、就任あいさつ)

議長 日程10、承認第1号、運営委員会委員の指名を行います。上山市農業委員会規程第6条の規定により定数は、8人以内となっております。また、構成については、会長、会長職務代理人、両専門委員長のほか会長が指名した委員をもって構成すると規定されております。会長指名に先立ち、この際暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。会長において指名いたします。指名委員の氏名について事務局をして朗読いたします。事務局長。

事務局長 それでは、会長が指名した運営委員会委員2人の氏名を読み上げます。14番、原田広幸委員、2番、長沼健司委員が委員に指名されました。運営委員は6人となります。以上です。

議長 日程11、承認第2号、広報紙編集委員会委員の指名を行います。広報紙編集委員会委員については、5人で構成するとされております。会長指名に先立ち、この際暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。会長において指名いたします。指名する広報紙編集委員会委員については、事務局をして朗読いたします。事務局長。

事務局長 それでは、会長が指名した5人の広報紙編集委員会委員を読み上げます。7番、井上隆市委員、8番、松田陽一委員、9番、木村正委員、11番、鈴木萬四郎、13番、後藤敏秀委員が委員に指名されました。

議長 ただ今ご報告いたしました広報紙編集委員会委員のなかで、委員長との互選の協議をお願いします。この際、暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。広報紙編集委員会からの報告を事務局長からいたします。事務局長。

事務局長 代わってご報告いたします。広報紙編集委員会委員長は、7番、井上隆市委員に決定いたしました。以上報告いたします。

議長 これをもって改選に伴う役職等の選任について終わります。

議長 日程12、議第6号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第6号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、空き家を購入するにあたり、空き家に付随した阿弥陀地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、この農地を別段の面積に係る区域指定（地番指定）することについては、本年6月第379回総会で議決いただいております。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 〇〇氏から聞き取り調査を行いましたので、結果を報告します。家庭菜園をしたいとのこと。ご本人は福祉関係のNPO法人の役員をされており、今後、農地を増やしていきたいとのこと。

議長 ありがとうございます。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。7月22日に本人立会いのもと調査してまいりました。富田委員長から説明あったとおりです。トマト、きゅうりを植えており、家庭菜園として利用したいとのこと。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。三本松地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願い

いします。10番、富田憲一委員。

富田委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。この土地は前の耕地整理後に6m幅で残っていたもので、これからも荒らさないようにしていくとのことです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、無職であります。金谷地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いいたします。11番、鈴木萬四郎委員。

鈴木委員 整理番号3について、現地調査の結果を報告します。7月21日に〇〇氏に話を伺ってきました。逢仙園に売った農地の代替地として求めたもので、ごぼうを植えるとのことでした。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、農業であり、両者は親子であります。金瓶及び東金瓶地内の田畑11筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、鈴木萬四郎委員。

鈴木委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。〇〇氏は施設に入っており、〇〇氏が借りていたが、〇〇氏に戻すというものです。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程13、議第7号、農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第7号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は〇〇氏、農業であります。下生居地内の畑1筆の一部について、農業用資材置場及び農作業車両の進入路として利用するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質問があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第4条の規定による許可申請のうち、整理番号1については許可相当と意見を付して県知事に送付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり県知事に送付することに決しました。

議長 日程14、議第8号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第8号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。なお、5ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、会社員であります。須田板地内の畑4筆について譲受人の住居を建築するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、会社員であり、両者は親子であります。石曽根地内の畑1筆について借り人の住居を建築するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程15、議第9号、第421回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第9号、第421回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。三本松地内の田3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第421回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程16、議第10号、第422回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第10号、第422回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の7ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。石曽根地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第422回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程17、議第11号、別段の面積に係る区域指定（地番指定）について議題といたします。内容については、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第11号、別段の面積に係る区域指定（地番指定）について説明いたしますので、議案書の8ページをお開きください。1筆の指定解除がございました。空き家に付随する農地の区域指定、地番指定について、先ほど議決いただきました農地法第3条の所有権の移転に伴い、阿弥陀地地内の1筆の指定を解除するものです。なお、これで別段の面積に係る地番指定、区域指定をしている農地に該当するものはなくなります。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。別段の面積に係る区域指定（地番指定）については、原案のとおり指定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり指定することに決しました。

議長 日程18、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。なお、10ページに位置図がございましたので、併せてご覧ください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、〇〇氏、譲受人は〇〇氏です。金瓶地内の畑1筆について、賃貸住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の

詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程19、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の11ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました、第421回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、三本松地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程20、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の12ページをお開きください。7件の届出がございましたが、いずれも相続により所有権を移転したものです。なお、整理番号4については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程21、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、農地法第3条の使用貸借権の設定に伴い、金瓶及び東金瓶地内の田畑11筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程２２、報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１４ページをお開きください。１件の申請がございました。整理番号１について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。仙石地内の畑１筆について申請があったものです。平成９年７月から宅地として利用していたもので、土地の所在、面積等の詳細は議案書に記載のとおりです。過去に転用許可を得ていたことから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程２３、報告第６号、承認した農地改良届出について報告します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第６号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の１５ページをお開きください。１件の届出がございました。整理番号１について説明いたします。所有者は〇〇氏、施工者は〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後２時５０分)

議事録署名人

議事録署名人